名古屋市民御岳休暇村利用促進業務委託に係る公募型プロポーザル実施説明書

１　業務の概要

（１）業務名　　名古屋市民御岳休暇村利用促進業務委託

（２）業務内容　別紙「業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間　契約締結日から令和3年3月31日まで

（４）契約上限金額　500万円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

（１）地方自治令施行令（昭和22年度政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（２）自治令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(３) 次の①、②のいずれかに該当する者

　① 長野県の令和元・2年度競争入札参加資格取得者名簿のうち、参加資格「製造・買入れ・その他」の大分類14「その他の業務」中分類19「広告・宣伝」に登載されている者

　② 名古屋市の令和元・2年度競争入札参加有資格者名簿のうち、区分「業務委託」業種「宣伝・広告の企画」に登載されている者

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（2）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（3）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

（６）中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしない者であること。

（７）本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。

（８）本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。

３　参加手続

（１）担当部署及び問い合わせ先

〒397-0201　長野県木曽郡王滝村3159番地25

 　 公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社

 　 事業課　事業係　　宮下智、小池優紀夫

 　 電話　0264-48-2111

 　 メールアドレス　taiken@ontake-kyukamura.net

（２）企画提案書等の提出

ア　提出書類

（ア）表紙（様式1）

（イ）企画提案書

 a 当該委託業務の実施体制（様式2）

 b 当該委託業務の実施方針及び手法（様式3）

（ウ）業務実績（様式4）

（エ）見積書及び内訳書（様式は自由）

イ　作成にあたっての注意事項

（ア）Ａ4縦長左綴じで、正本（1部）はホッチキス留めとし、副本（６部）はクリップ留めとして、合計７部作成する。

（イ）正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付する。

（ウ）副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。

（エ）提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（公社から指示があった場合を除く。）。

（オ）企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ　提出期限、提出場所、提出方法

（ア）提出期限　　令和2年7月16日午後5時まで

 提出期限後に到着した企画提案書等は無効とする。

（イ）提出場所　（1）に同じ

（ウ）提出部数　7部（正本1部、副本6部）

（エ）提出方法　郵送（書留郵便）による

エ　提出された企画提案書等の取扱い

（ア）著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、公益財団法人名古屋

市民休暇村管理公社情報公開規程に基づく情報公開請求の対象となるほ

か、公表等が特に必要と認められる場合は、公社は企画提出書等の全部又

は一部を無償で使用できるものとする。

（イ）提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定

以外の目的では使用しない。

（ウ）提出された企画提案書等は返却しない。

（エ）企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保

護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責

任は提案者が負う。

（３）実施説明書、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（様式5）に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

ア　質問の受付場所　（１）に同じ

イ　質問の受付期間　令和2年6月25日（木）から令和2年6月29日（月）午後5時まで

ウ　質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除 き、公社ホームページに掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。

仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企

画提案書等の提出前に必ず確認すること。

（４）事前現地視察会の開催

本プロポーザルに係る事前現地視察会を次のとおり開催するので、参加に

あたっては、実施説明書等を各自持参すること。なお、事前現地視察会に不参加であっても、本プロポーザルへ参加することができる。

 ア　開催日時

 　　 令和2年6月24日（水）午後1時～

 イ　開催場所

　　　　 長野県木曽郡王滝村3159番地25

 　公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社

 ウ　参加方法

 　　　 　事前現地視察会参加届（様式6）を令和2年6月22日（月）午後

5時までに、（1）に示す場所へ電子メールにより提出すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から参加

は各者2名以内とする。

４　審査の手続及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査は、次のように行う。企画提案書等の評価は学識経験者

及び公社職員のうちから選任する「名古屋市民御岳休暇村利用促進業務委託

事業者評価委員」が行う。

（１）審査の実施

ア　第1次審査（書面審査）

（ア）提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別添の評価基準に従い書面審査を実施する。

（イ）第1次審査の結果、点数が上位の5者に対し、イの第2次審査を行うものとするが、企画提案書等の提出者が5者以下の場合は、第1次

審査を実施しない。

（ウ）第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和2年7月 22日（予定）までに書面にて通知する。

イ　第2次審査（ヒアリング）

（ア）日程　令和2年7月28日（予定）

　　　　　　ただし提案状況により日程が変わることがある。詳細につい

ては提案者に別途連絡する。

　　 （イ）第2次審査は提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実

施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機

材等は使用しないものとする。

　　 （ウ）評価基準については、第1次審査と同じものを使用する。

　　 （エ）本審査への出席者は2名以内（うち1人は業務を中心的に担当する

者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は1者あたり20分程度（説明

10分、質疑10分程度）を予定している。

ウ　評価基準

別添「評価基準」による。

（２）契約候補者の選定

ア　提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案書を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ　契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものと し、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

ウ　契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

エ　提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

オ　本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。

（ア）通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（名古

屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項

に規定する名古屋市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書

面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

（イ）（ア）に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最

終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行

う。

５　審査結果の通知・公表

全提案者の順位と点数は、企画提案書等を提出したすべての者に書面にて通知するとともに、公社ホームページにおいて公表する。

６　契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

（１）5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

（２）書面は郵送して提出する。

（３）非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。

ア　受付場所　3（1）に同じ

イ　受付時間　午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

（４）（１）に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

（５）書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

７　その他

（１）契約保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

（２）無効となる提案等

ア　次に該当する提案は、無効とする。

（ア）本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案

（イ）企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

（ウ）本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

（エ）見積金額が1（4）における契約上限金額を超える提案

（オ）審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

イ　参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定まで　の間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

（３）企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の

　　負担とする。

（４）本プロポーザルの提案者が公社から受領した書類は、公社の了解なく公

　　表又は使用してはならない。

（５）1者につき提案は1つとし、複数の提案はできない。

（６）契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則

として認めない。ただし、担当者については、事務経験が同等以上と公社

が認める場合はこの限りではない。

（７）企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）によ

り届け出るものとする。

（８）企画提案書等の提出後、公社が必要と認める場合は、追加書類の提出を

　　求めることがある。追加書類の取扱い等については、3（2）エと同様とする。

様式1

年　　月　　日

（あて先）

　　　　　公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社

理事長　齋藤　晃

（提出者）

所在地

商号又は名称

代表者

役職・氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

企 画 提 案 書

　　年　月　日付で公告のありました名古屋市民御岳休暇村利用促進業務委託に係る公募型プロポーザルについて、公告及び実施説明書等の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

　なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　（担当連絡者）

　　　　　　　　　　　　　　　　部署名

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）

　　　　　　　　　　　　　　　　電話

 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

様式2

業 務 実 施 体 制

 ※本業務を行う場合の実施体制を記入してください。

 参考例

 ○○担当者　氏名

○○課長 　　主任担当者 ○○担当者　氏名

 ○○担当者　氏名

様式3

業務の実施方針及び手法

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式4 |  |  |  |  |  |  |
| 業 務 実 績 |
| ○○年度以降の同種・類似した業務実績を記入してください。 |  |
| 件　　　名 | 　 |
| 委　託　者 | 　 |
| 履 行 期 間 | 　 |
| 業 務 概 要 | 　 |
| 特筆すべき成果 | 　 |
|  |  |
| 件　　　名 | 　 |
| 委　託　者 | 　 |
| 履 行 期 間 | 　 |
| 業 務 概 要 | 　 |
| 特筆すべき成果 | 　 |
|  |  |
| 件　　　名 | 　 |
| 委　託　者 | 　 |
| 履 行 期 間 | 　 |
| 業 務 概 要 | 　 |
| 特筆すべき成果 | 　 |
| ※記載する業務実績は最大3件までとする。 |  |  |  |
| ※正本には上記に記載した内容ができる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付してください。 |
|  |  |  |  |  |  |  |

様式５

年　月　日

（あて先）公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社　事業課　事業係

　　　　　メールアドレス　taiken@ontake-kyukamura.net

「名古屋市民御岳休暇村利用促進業務委託」に係る公募型プロポーザル

質問票

下記のとおり質問いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　項目 | （書類　名称・ページ・項目など） |
| 内容 |  |

注１：質問事項は、本様式１枚につき１問とし、簡潔に記載してください。

注２：送信後、電話、開封確認等で着信を確認してください。

所在地

商号または名称

部署名

氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）

電話

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

様式６

年　月　日

（あて先）公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社　事業課　事業係

　　　　　メールアドレス　taiken@ontake-kyukamura.net

名古屋市民御岳休暇村利用促進業務委託

に係る公募型プロポーザル事前現地視察会参加届

「名古屋市民御岳休暇村利用促進業務委託」

に係る公募型プロポーザル事前現地視察会に参加します。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 参加希望日 |  |
| 連絡担当者 | 部署名 |
|  | 氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ） |
| 連絡先 | 所在地〒 |
|  |  |
|  | 電話 |
|  | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |

注：参加を希望される方は、令和2年6月22日午後5時までに、

　　電子メールで提出してください。